第1章 大学改革基本計画の策定

第1 基本計画の目的・性格

1 基本計画の目的

大学改革基本計画(以下「基本計画」という。)は、本県における大学改革を具体的に進めていくため、平成17年3月15日に策定した「県立3大学の改革方針」に基づき、県立の大学の将来像と取り組むべき改革事項の基本的方向を取りまとめ、計画として示すものである。

2 基本計画の性格

この基本計画に基づき、今後、県立の大学改革の推進を図っていくが、その実施については、公立大学法人の設立に向けた取組(定款や中期目標(計画)など)の中で、具体的に記述し、計画的な実施を図るものである。

また、県立3大学については、平成19年4月に設立を予定している公立大学法人が 設置する大学となり、本県から独立した形となるが、基本計画の改革事項については、 公立大学法人へ継承されるものである。

第2 基本計画策定の背景

1 大学を取り巻く社会環境の変化

2 1世紀を迎え、社会・経済のグローバル化に伴う社会ニーズの多様化、少子・高齢化の進行、国・地方を通じた厳しい財政状況など、大学を取り巻く社会環境は、大きく変化してきている。

(1)社会ニーズの変化

2 1世紀はいわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われ、高等教育機関としての大学は、社会を先導する学術研究の中心として、人格の形成の上でも、社会・経済・文化の発展・振興や国際競争力の確保など国家戦略の上でも極めて重要な役割を果たすことが求められている。

これからの高等教育は、教育機能を充実し、先見性・創造性・独創性に富み卓越した指導的人材を幅広く養成・確保することが重要である。

また、活力ある社会の持続的発展のため、専門性を有するだけでなく、幅広い教養を身に付け、高い公共性・倫理性を有し、社会のニーズの変化に合わせて積極的に社会を支えていく資質を有する人材を育成していく必要がある。

また、大学は歴史的には教育と研究を本来的な使命としてきたが、近年は、大学が

社会に対する説明責任を果たすとともに大学の社会貢献(地域社会・経済社会・国際社会など、広い意味での社会全体への寄与)の重要性が強調され、産学行政連携、国際交流や公開講座などを通じた、より直接的な貢献も求められるようになってきている。

(2) 大学全入時代の到来

文部科学省では、少子化の進行による18歳人口の減少に伴い、平成19年度には 大学・短期大学の入学定員と志願者数が一致する、いわゆる大学全入時代が到来する と予測しており、量的需要の充足を背景に、各大学は、生き残りを懸けた一層競争的 な環境に置かれることが予想される。

また、産業界を始め実社会の人材需要が「独創性」「即戦力」「基礎学力」など高度 化・多様化の一途を辿っている中で、高等教育を受けることによる付加価値の程度が 益々注目されてきていることから、今後は、高等教育の質の保証が重要な課題となっ ている。

このため、各大学では、多様な学習需要に的確に応えていくため、近年、教育内容 の改善や充実を図るなど様々な改革が行われているが、その役割・機能を踏まえた教 育・研究の展開とともに、個性・特色を一層明確にしていく必要がある。

2 県立の大学の存在意義

本県は、愛知県立大学(以下「県立大学」という。)愛知県立芸術大学(以下「芸術大学」という。)愛知県立看護大学(以下「看護大学」という。)の3大学を設置している。

地方公共団体が大学を設置する目的としては、一般的に高等教育機関への進学機会の 提供、特定分野を見据えた人材の育成、地域づくりの観点からの学術文化の振興や産業 の発展、地域の活性化への貢献などが挙げられる。

県立3大学は、これまで、沿革や設置時期、教育研究の内容などに差異があるものの、 それぞれの設置目的をもって時代や地域のニーズに応えながら、その役割を果たしてき た。

しかしながら、今日の大学を取り巻く社会環境の変化から、本県が設置し、県民の税金によって維持されている県立の大学として、改めて存在意義が問われており、独自の役割・個性の創出が必要となっている。

県内には、国公私立を合わせて49の大学が設置され、様々な分野で多様な高等教育が行われている。県内における大学の入学定員が志願者数を上回り、県外から多くの学生を受け入れている状況にある中で、県立の大学がニーズに応え、地域及び国内外に貢献できる大学として、県民にその存在意義を示していくことが求められている。

3 行財政改革の取組

本県の財政状況は、これまで景気が長期低迷する中で、県債の増発や基金の活用により収支の均衡を図ってきたが、今後とも歳入の大幅な増加が期待できない一方、公債費や扶助費などの義務的経費の増加が見込まれ、かつ、県民の様々な行政需要に応えていかなければならず、依然として厳しい状況にある。

また、国、地方を通じた厳しい財政状況を背景に様々な構造改革への取組が進められており、国と地方との関係においては、地方分権推進一括法による地方分権の推進が図られたものの、その後の三位一体の改革においては、国の財政再建が優先され、地方が目指していた姿に比べると、不十分な内容にとどまる結果となった。

本県では、行財政を取り巻く環境の変化や危機的な財政状況に的確に対応するため、 平成17年2月に「あいち行革大綱2005」を策定し、新たな地域経営システムの構築を目指して、分権改革、県庁改革、財政改革の三つの視点から、各種の取組を行っている。

県立の大学においても、設置形態や運営体制を見直し、効率的な運営を行っていく必要があり、公立大学法人化などの改革の具体化に取り組むことが求められている。